

# 改正農地法が始動した

## 自作農体制から 資本による統合・再編で 新たな農業形態へ

昨年12月に改正農地法が施行された。旧政権下の6月、自公民3党により共同修正され成立したものである。戦後農政の象徴的存在であった農地法が大きく変わり、第1条の「農地は耕作者が所有する」原則が削除され「農地を効率的に利用する者による農地の権利取得の促進」に変えられた。このことは我が国農政の枠組みであった「自作農体制」の解体を意味し、徐々に農業の「資本による統合・再編」によって、遅くない時期に地域共同の農業維持機能が壊れる心配がある。新たな農政展開と合わせて考えてみたい。

### 改正の狙いは 耕作放棄地拡大と有効利用

政府は改正の目的について、農民の高齢化等により耕作放棄地が増えて農地が有効利用されていないとし、農地の流動化促進をあげている。特に経済財政諮問会議や民間開放推進会議では、農業の高齢化や食糧自給率が低いのは、全て農地法のせいだという発言が執拗に出されたと聞いている。

本当にそうか。耕作放棄地の拡大が農地法による規制が主因だというのは間違いだ。農業の国際化と市場原理という外・内圧で、経営が立ち行かないのが原因だ。そのことを抜きにした改正が、耕作放棄地対策に効果あるか疑問である。

我が国は戦後の農地解放で、地主から国が農地を買収して、小作農に売り渡し自作農を創設した。1970年の法改正により農作業への常時従事要件が設けられ、耕作者主義になったのである。

背景には農産物自給率の低さがあり、農地の安易な転用を規制すると共に、地域の協働で成り立っている農業形態を維持することが必要だったからである。

そのため、国会は政府原案を一部修正し「地域との調和」規定を盛り込んだ。一方で農地法を管理する農業委員会が市町村合併などで弱体化した。早急に体制を整備し、農地法改正の主旨に添った厳格な運用管理を図るべきである。

### 農地法等の一部を改正する法律の概要



### 地域営農を守る厳格な運用が必要だ

今回改正の最大ポイントは、耕作者主義から利用者主義への転換である。政府原案では当初「耕作者」の文字は削られていたが復活した。また、一般法人による農地利用権を取得についても、役員の一以上が農作業に常時従事する規定を盛り込んだ。そのため民主党は「外部企業の安易な農地参入に歯止めをかけた」としている。しかし本当にそうか。

国民世論には「農地を農民が使わないなら企業に明け渡せ」という議論がある。だが今、現実に耕作放棄されている農地は山間部や急傾斜地がほとんどだ。この土地に企業が参入するとは考えにくい。外食産業のワタミファーム社長は「遊休地にそのまま農業参入すると大きな痛手をくらう」と言っている。また企業参入に対する不信感もある。特に違反転用や、地域の担い手や集落営農との競合問題等である。

### 議会の内・外 こぼれ話

正月のテレビ番組に飽きがきて、チャンネルを回していたら懐かしい名前が飛び込んできた。"丸山えのきの榎さん"である。

番組は、佐渡テレビが流した百歳を祝うリレー形式の番組だったのだが、名前を聞いて釘付けになった。実に45年振りに見る姿である。ベットで横になってはいるものの、穏やかな言葉遣いは正しく"榎さん"で、昔の面影を残しお元気そうである。

職場の先輩で、佐渡へ帰ってきた時の上司である。55歳定年で直ぐに辞められて会えなかったが、私の市議選や「四季の風」のお礼の手紙を頂いた、甘党でお酒は飲めない人だった。

そう言えばOBで長生きしている人は、皆「下戸」ばかりだ。私も、新年から少しお酒を控えることに(する)。今度こそ暖かくなったら、お菓子でも持参して会いに行きたいものである。

